

議案第135号

令和6年度大阪市港営事業会計資本剰余金の処分について

令和6年度大阪市港営事業会計受贈財産評価額182,632,665円のうち64,182,691円をもって、繰越欠損金117,653,430,527円を補填する。

令和7年10月21日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

地方公営企業法第32条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方公営企業法（抄）

（剰余金の処分等）

第32条 省 略

2 省 略

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

4 省 略